

(公印省略)  
猪こ第313号  
令和2年5月19日

町内保育所に在籍する3号認定  
(0～2歳児)の保護者様

猪名川町長 福田 長治

自粛要請期間における保育料の返金方法について (通知)

平素は本町子育て支援行政に格別のご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
さて、令和2年4月7日に国から緊急事態宣言が発令されたことにより、本町としましても就学前教育・保育施設の利用について、新型コロナウイルス感染予防および感染拡大防止の観点から、4月7日(火)から5月31日(日)までを自粛要請期間としております。

3号認定子ども(0～2歳児)の自宅での保育に協力いただいた期間の保育料につきましては、日割り計算により返金する旨をお伝えしておりますが、下記のとおり充当対応いたしますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

なお、還付による返金を希望される場合は、別途手続きが必要となりますので、**令和2年5月25日(月)まで**にこども課までご連絡ください。

記

1. 4月分の返金について

日割り計算により、返金する額を6月分保育料に充当します。

日割り計算の返金対象期間：令和2年4月7日(火)～4月30日(木)

2. 5月分の返金について

日割り計算により、返金する額を7月分保育料に充当します。

日割り計算の返金対象期間：令和2年5月1日(金)～5月31日(日)

3. 特記事項

返金する額を6月以降の保育料に充当するにあたり、手続きを行っていただく必要はありません。6月以降に引き落としさせていただく金額については、別途通知します。